

Title	「姓の選択」を語る視座： 夫婦別姓をめぐる対立軸の明確化を通じて
Sub Title	The standpoint for judging marital surname choice: with clarifying the axis of confrontation
Author	阪井, 裕一郎(Sakai, Yuichiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2011
Jtitle	哲學 No.125 (2011. 3) ,p.105- 141
JaLC DOI	
Abstract	The purpose of this paper is to clarify the axis of confrontation regarding the freedom of marital surname choice and to seek for the standpoint for justifying the freedom. From analyzing the discourses on the discussion of allowing marital couples to choose separate surnames (Fuufu-bessei) and my interview research for couples with separate surnames, I attempt to show the axis of confrontation and to examine the validity of legislation of this right. We can largely identify the different and opposite positions as four types: (A) those who insist that marital couples should have the same surnames, (B) those who support the legislation of the right for choosing separate marital surnames, (C) those who criticize the present family register (koseki) and support an ideal society based on the individuals, and (D) those who criticize the family register but also require the legislation of the right for marital surname choice. With this classification, this study suggests the follows. Firstly, we can not take history or tradition as the grounds for the argument. Secondly, we should not regard the freedom for choosing separate surnames in the same light as requirement for equality of sexes, feminist ideals or individualism. In effect, some feminists or individualists continue to criticize the legislation of the right for choosing separate surnames. This study also suggests that the freedom of marital surname choice should be required in terms of not individualism but 'individual freedom'.
Notes	特集：人間科学 投稿論文
Genre	Journal Article

URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000125-0105
-----	---

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

— 投 稿 論 文 —

「姓の選択」を語る視座

——夫婦別姓をめぐる対立軸の明確化を通じて——

— 阪 井 裕 一 郎* —

The Standpoint for Judging Marital Surname Choice

—With Clarifying the Axis of Confrontation—

Yuichiro Sakai

The purpose of this paper is to clarify the axis of confrontation regarding the freedom of marital surname choice and to seek for the standpoint for justifying the freedom. From analyzing the discourses on the discussion of allowing marital couples to choose separate surnames (*Fuufu-bessei*) and my interview research for couples with separate surnames, I attempt to show the axis of confrontation and to examine the validity of legislation of this right.

We can largely identify the different and opposite positions as four types: (A) those who insist that marital couples should have the same surnames, (B) those who support the legislation of the right for choosing separate marital surnames, (C) those who criticize the present family register (*koseki*) and support an ideal society based on the individuals, and (D) those who criticize the family register but also require the legislation of the right for marital surname choice.

With this classification, this study suggests the follows. Firstly, we can not take history or tradition as the grounds for the argument. Secondly, we should not regard the freedom for choosing separate surnames in the same light as requirement for equality of sexes, feminist ideals or individualism. In effect, some feminists or individualists continue to criticize the legislation of the right for choosing separate surnames.

This study also suggests that the freedom of marital surname choice should be required in terms of not individualism but 'individual freedom'.

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科後期博士課程

1. はじめに

1-1. 問題の所在

明治初期の民法編纂過程では、政治家や知識人のあいだで「氏姓」の制度化をめぐる多くの議論が闘わされた。明治5年に司法省によって作成された民法草案『皇国民法仮規則』の第四十条では、「凡姓ハ歴世更改スベカラズ、名ハ終身更改スベカラズ」と「夫婦別姓の原則」の規定があった。明治24年の「司法省指令」に至ってもなお「婦女人ニ嫁スルモ(…)生家ノ氏ヲ用フベキモノトス」という規定は残されていた。その後、明治31年の民法制定を機に「夫婦同姓」の原則が法制化されたわけだが、「条約改正の実現」という目的から欧米を模倣し「夫婦同姓」を強制しようという政府の動きに対しては、儒教的道徳を重んじ、「別姓」を伝統としてきた旧武士層や保守層から多くの反発が生じた。反発の論拠は他でもない「家の崩壊」というものであった。

また、明治18年、福沢諭吉が「日本婦人論」のなかで「新苗字」を提唱したことはよく知られる(福沢[1884]2003)。そこで福沢は、従来の封建的な「家」を解体するための方策として「つくられる家庭」を提唱した。「家」の継承という問題を身分制の根幹と捉えた福沢は、その解体のために、夫婦は結婚した時に二つの苗字を合体させ全く新しい苗字を作るようにすべきだと主張した。福沢は「夫婦同姓か夫婦別姓か」という二元論を超える議論を展開していたのである。

ここでこのような歴史的事実を提示するのは、決して「夫婦同姓」と「夫婦別姓」のどちらが正当であるかを主張するためではない¹。本稿で展開する議論の前提として最初に提示しておきたいのは「姓の本質主義」という問題である。

¹ 弁護士や法の専門家は「別氏」という言葉を使う傾向もあるが、ここでは一般に馴染みがうすいと思われる「別氏」ではなく「別姓」という言葉を用いることにする。氏と姓の詳細については久武(1988)を参照。

1990 年代初頭に隆盛した「夫婦別姓の法制化」を含む民法改正論議はその後一度は下火になったものの、2009 年の政権交代を機に再燃している。だが、現在の夫婦別姓をめぐる論争では、「同姓＝家族主義／別姓＝個人主義」あるいは、「同姓＝保守／別姓＝リベラル（あるいは「左翼」、「フェミニズム」等）」のような二項対立図式が無自覚のまま自明の前提とされてしまっている傾向がある。しかし、例えば韓国では、姓が「出生の血統」を表し「父系血統を対外的に表示する」ものであるがゆえに「夫婦別姓」が原則であるというように、「国際比較」の視点や「歴史的視点」から見れば、このような図式が「本質的に」成立するものではないことは明らかであろう²。「姓」に付与された意味や機能は歴史的・文化的条件に依存しているのであり、「同姓の本質」あるいは「別姓の本質」として何らかの定義や断定を行うことはきわめて困難である。

実際には、「同姓原則論者」のなかにも「男女平等」の観点から「夫婦創姓」や「複合姓」を提唱する論者がいたり、「別姓反対」の主張を唱える中には多くのフェミニストがいたりする。また、「家名の継承」を理由に「別姓の法制化」の実現を願う「保守層」も数多く存在している。

それゆえ、夫婦別姓をめぐる議論の「対立軸」を曖昧にしたままでは「夫婦別姓の法制化」の是非、すなわち「法律婚の中で夫婦別姓を選択する自由」の正当性の是非という根幹的な問題に関しては水掛け論を繰り返すことになるだろう。そこで本稿の課題は、「夫婦別姓の法制化」をめぐる議論の対立軸を整理し、「姓を選択する自由」を語るための視座をどこに位置づけるべきかを明確化することである。

² 中国と韓国の姓制度については加藤(2003)が参考になる。儒教的伝統に基づき「夫婦別姓の原則」が慣習として根強い中国だが、法的には同姓・別姓・創姓・冠姓などすべての選択肢が認められている。韓国では現在も「別姓の原則」が存在しているが、2008 年に「戸主制」の廃止に伴い「戸籍」を廃止しており、個人別のシステムに改めたうえで「家族関係登録簿」を新たににつくっている。「籍」から「家族関係」へと登録制度のあり方の発想を換えたのである(柳淵 2010)。

そこでまず第2節で、夫婦別姓の「争点」を取り上げ「対立軸」を整理する。この作業によって「夫婦別姓の法制化」という問題が、「いかなる問題であるか」と同時に「いかなる問題ではないのか」を明らかにする。その上で第3節では、筆者が事実婚実践者に対しておこなった聞き取り調査のデータを中心に、「別姓の法制化を求める声」の多様性を提示し、「姓を選択する自由」がいかに語られるべきかを議論していきたい。

1-2. 分析の対象と方法

「夫婦別姓」については、これまで久武綾子(1988; 2004)による一連の歴史学研究や「氏の法理」をめぐる法学領域での研究が蓄積されてきた。また、夫婦別姓問題を扱った社会学の先行研究として、草柳(1996; 2004)や苫米地(1996)など、構築主義の観点からの「レトリック分析」を挙げることができる³。これらの研究は夫婦別姓論争における「レトリックの構造」を知る上で本研究にとっても多くの示唆を含んでいる一方、「夫婦別姓の法制化」の是非そのものを問うことを目的としていないこともあり、賛成派と反対派の対立軸を明確に描き出しではないように思われる。両者のレトリック分析においては、「賛成派」の中の多様性や「反対派」の中の多様性、対立軸の複雑性などは捨象されているといつてよい。もちろん、研究の目的が異なること、方法論的な制約を考慮すれば、このことが彼らの研究の意義を損なうわけではないが、本稿の課題である、「別姓の法制化」の正否を語る「視座」を明確化するうえでは、これらの先行研究が依拠している単純な「二項図式」は回避する必要がある。

³ 苫米地(1996)が分析対象として挙げる反対派の「レトリック」は、「時期尚早」「夫婦の一体感」「子どもの姓」「アイデンティティの喪失」について、『家』意識の否定について」の5点である。草柳は夫婦別姓に対する批判言説の「反論の方法」を、①破壊の結果の警告、②人格への還元（さらに「価値剥奪」「特殊化」「戯画化」の三つに類型化）、③弱者配慮の要求、④グランドルールの宣示の四つに類型化している。

ある⁴。

本稿では、これまでの夫婦別姓をめぐる賛成派・反対派両者の言説を分析することによって先行研究が明確にしていない「対立軸」を整理していく。第2節では、夫婦別姓をめぐる様々なメディアや批評、学術研究の言説を対象にする。そして第3節では筆者がおこなった聞き取り調査から得られたデータを用いる。「夫婦別姓」を実践している人々の動機や目的、抱えている困難の「多様性」を知るためには、当事者の生活史や意識を知ることが有効であると考えこの方法を採用した。ここでは、筆者が2010年6月より実施している事実婚夫婦に対する聞き取り調査の中か

【インタビュー調査の対象者】

対象者	性別	年齢	職業	結婚歴	子供
加藤さん	女性	39	ライター	2000年より法律婚→ 2004年より事実婚	無し
石川さん	女性	46	法律関係	1992年より事実婚	2人 (17歳双子)
白井さん	男性	43	大学職員		
瀬川さん	女性	46	法律関係	1993年より法律婚→ 1997年より事実婚	1人(14歳)
平野さん	女性	32	会社員	2002年より事実婚	1人 (0歳6ヶ月)
小嶋さん	男性	34	会社員		
山下さん	女性	27	自由業	2006年より法律婚→ 2010年より事実婚	2人(4歳・2歳)

※対象者の名前はすべて仮名に変えてある。対象者の全員が、自身の現在の夫婦関係を「事実婚」という言葉で説明しているため本稿でも「事実婚」という言葉を用いる。

⁴ また、苫米地(1996: 72)は結論において、「賛成派は愛情を先行させた上で『結婚』、そして『家族』を形成するのを理想とするのに対し、反対派は『結婚』を先行させ、そこから愛情のある『家族』の形成を理想とするという順序が異なっているだけである」と述べているが、この見解も首肯しがたい。これは賛成派と反対派の両者を限定化したときにのみしか成立し得ないし、賛成派と反対派の争点にとって「愛情」の問題は末梢的であると思われる。

ら、本稿の課題を検討するうえで重要と思われる7名（内夫婦が2組）の「語り」を事例として用いることにする。調査は、半構造化面接法を用いておこない、インタビュー時間はおよそ90分～120分程度であった。調査では主に、「事実婚に至った経緯や動機」、「事実婚のメリットとデメリット」、「結婚制度に対する考え」「選択的夫婦別姓制度についての考え」「周囲の反応」といった質問に対する回答を求めた。

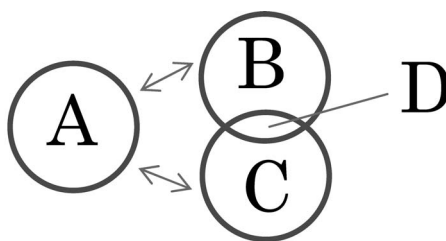
2. 「夫婦別姓」をめぐる争点

2-1. 「別姓」をめぐる対立軸の整理

具体的な言説の検討に入る前に、夫婦別姓をめぐる議論がどのような対立軸で構成されているのかを明確化しておきたい。繰り返しになるが、夫婦別姓をめぐる論争は二律背反的な対立軸で構成されているわけではない。

本稿では、【図1】のように対立軸を整理しておく。もちろん、ここに示す分類は「夫婦別姓」の賛否をめぐる多くの言説を渉猟し検討した結果

図1. 夫婦別姓をめぐる対立軸



A : 夫婦同姓原則論（夫婦別姓反対）

B : 「夫婦別姓の法制化」賛成派

C : 戸籍制度の廃止、「法律婚」に批判的

D : 戸籍制度の廃止、「夫婦別姓の法制化」賛成派

得られた知見ではあるが、本稿の議論を進める上で便宜的であるため、冒頭に提示しておくことにしたい。本稿では夫婦別姓論争を構成している「異なる主張」を A～D までの四つに類型化する。

【A：夫婦同姓原則論】とは、言うまでもなく、結婚をすれば夫婦同姓であることが望ましいという考えに基づき、「夫婦別姓」を批判する人々を指す。しかし、注記すべきはここには「複合姓」や「夫婦創姓」を提唱することによって「夫婦別姓」を批判する論者も含まれることである。この「夫婦創姓論」の代表例として鎌田(2007)や坂井(1992)を挙げることができる。彼らは「男女不平等」や「家制度」を問題化している点で多くの別姓反対派とは性質を異にする。しかし、「夫婦同姓原則」という観点から「別姓」を批判しており、本研究の視点では「A」に分類される。

次に【B：「夫婦別姓の法制化」賛成派】であるが、これは「夫婦別姓の法制化」を求める人々全般を指す。すなわち、「法律婚」を肯定的に評価し、「法律婚の中で別姓の選択を承認すること」を求める人々である。諫山(1997)の言葉を借りるなら「届への自由」派である。注意すべきは、「私が別姓法案を待望する理由は、ハッキリ言って『先祖代々伝わってきた家名を残すため』なんです」(光文社 2009: 63)といった「家名の継承」を理由に「法制化」を求める人々もここに含まれることである。

【C：戸籍制度の廃止、法律婚批判】は、戸籍や結婚制度自体が問題であるという視点から、「夫婦別姓の法制化」を批判する立場である。諫山(1997)の言葉では「届からの自由」派となる。というのも、別姓夫婦を「法律婚」のなかへと回収することは、現行制度を補強し新たな差別の契機を持つからである(善積 1997: 16)⁵。また彼らは「個人単位社会」の実

⁵ この点で、アメリカにおける同性婚(same sex marriage)をめぐる議論も示唆的である(赤枝 2010)。同性婚をめぐる論争もまた「反対派＝保守／賛成派＝リベラル」と単純にカテゴリー化することはできない。例えば保守本流を自称するある弁護士は自分が「同性婚」を認めるべき理由は、同性婚の承認による結婚制度の「補強」であり「延命」であると主張している(オルソン 2010)。

現を願うゆえ、「夫婦別姓の法制化」には与さない人々である。上野千鶴子と小倉千加子 ([2002] 2005) の両者がこれに該当する。上野は自分の性関係を国に届ける法律婚そのものを「あほらしい」と述べる。また、夫婦別姓を求める人が「なぜ子どもの姓の父系主義を問題にしないのだろうか」と問い、「結婚しても夫婦が自分の姓を自由に選べるのなら、なぜ子どもの姓も自由に選べるよう主張しないのだろうか」と疑問をつきつけている (上野 1989: 162)。

最後に【D：戸籍制度の廃止、「夫婦別姓の法制化」賛成】である。おそらく夫婦別姓論争の対立軸が「不明瞭」となる原因の一つは、ここに位置づけられる人々の存在を【B】と混同することにある。【D】に位置づけられるのは、基本的には【C】と同様、現在の法律婚に否定的であり、「戸籍制度の廃止」や「個人単位社会の実現」などを目標と掲げる人々である。しかし、【C】と異なるのは、同時に「夫婦別姓の法制化」に賛成している点である。典型的には「個人的には『届からの自由』を求め実践している」が「社会的には『届への自由』を求めて運動しているという矛盾」(諫山 1997: 14)を抱えた存在がここに含まれることになる。ここに位置づけられる論者としては、佐藤(1989)、福島(1992)、柏谷(1992)、榊原(1992a; 1992b)、富田(2003)、二宮(1991; 2005; 2010)などを挙げることができる。次のような言葉がこの立場の主張を象徴的に示している。

「事実婚をしている人の中には、婚姻制度の補強につながると法律婚での別姓を批判する人もいる。しかし、事実婚にして自分が折れるのではなく、それぞれが生きやすい社会にするため、法律の方を変えていく解決法も意味があるのではないか。法律婚＝正しい結婚、の意識を崩していかなくってはならないのは言うまでもないが。」(柏谷 1992: 113)

「氏からの解放，氏追放を視野に入れた別姓要求とはまた，脱戸籍，脱『家』を展望したもの。（…）夫婦別姓を求める声がこうした視点，観点に立つものなら，脱戸籍を目指す人々が心配する法律婚の強化につながる心配より，たとえ改正が法律婚内部の，戸籍名内部の改良にとどまるとしても，次のステージに踏み出す現実的な一歩になる可能性のほうが大きい。」（佐藤 1989: 62-63）

戸籍制度に否定的であるが，「夫婦別姓の法制化」には賛成する立場の人は，法制化を「次のステージに踏み出す現実的な一歩」など「次善の策」と設定する傾向にある。

このように整理したうえで，本稿が問うのはあくまで【B】に位置づけられる人々の「主張」の正当性である。「夫婦別姓の法制化」自体の是非は【B】の主張や要求が承認に値するか否かに絞られるはずである。にもかかわらず，現実の夫婦別姓批判は，主に【A】の立場から【C】や【D】の正当性や矛盾を批判することに終始している。このような対立軸の「錯綜」を問題化しつつ，果たして【A】の主張が，【B】の人々の求める「自由」の正当性を反駁するための論拠を持ちえているか否かを明らかにすることがここでの課題となる。それでは，具体的に言説を検討していくことにしよう。

2-2. 「姓の本質主義」批判—論拠としての「歴史」—

最初に検討したいのは，夫婦別姓の争点としての「歴史」や「伝統」という論拠についてである。1990 年代初頭に民法改正法案が審議された際，最終的には「日本の伝統を破壊する」といった意見が多数を占めたことはよく知られている。

夫婦別姓賛成派は「夫婦同姓が日本の伝統」であるという主張に対して「正しい」歴史的事実を根拠として反駁してきた。夫婦同姓の原則が国民

一般へと義務付けられたのは、明治 31 年の民法制定以後のことであり、賛成派は「日本の伝統」という見解の誤謬を実証的に批判してきたのである。しかし、こうした議論を踏まえた上で、本稿が主張したいのは「夫婦別姓の法制化」の論拠として「歴史」を持ち出すことはできないということである。

ここで問題化したいのは冒頭にも触れた「姓の本質主義」である。「姓の本質主義」とは、「同姓」の本質や「別姓」の本質を語りその正当性を問うことを指す。より具体的に言えば、「夫婦同姓は家制度である」とか「夫婦別姓は男女平等の思想である」といった「同姓／別姓」をある特定の思想へと結びつけ本質化してしまうことを指す。ここでは、こうした「本質化」によって、【B】の正当性を否定ないし肯定しようとする一連の言説を問題化したい。

例えば、「夫婦同姓が日本の伝統である」という反対派の主張に対し、賛成派が夫婦同姓の歴史は「たかだが 100 年程度の歴史しかない」（榊原 1992b: 74）という歴史的根拠から反批判を浴びせたとしても、「結局百年しか経っていないにしても現在の『同姓』は『伝統』としてすでに国民の間に定着しているなどと、『伝統』の立場からのこれも『正しい』反論を呼び起こすだけ」であろう（諫山 1997: 106-107）⁶。

現在もなお、明治以前に「夫婦別姓」であったか「夫婦同姓」であったかの歴史的事実については様々な議論が存在しているが、これらは「歴史的事実」の真偽を問う以外のものではなく、現代の「別姓の制度化」の正当性とはおよそ無関係である。このような歴史を根拠として「同姓か別姓か」とどちらかの正当性を語るのは「姓の本質主義」である。

⁶ 諫山 (1997: 55) は「歴史的起源」から制度の正当性を問うことの問題を次のように述べている。「現在のその制度の『機能』を相対化することには役立ちますが、一方でこのような起源論は、多くの場合、起源における『起源』を現在にそのまま無媒介的に重ねてしまつて、結局は現在の制度の『機能』を隠蔽してしまうことになりがちだからです。」

こうした「本質主義」の問題は、「歴史」という争点のみならず、反対派が論拠として持ち出す「別姓によって家族が崩壊する」といった「破壊的結果の警告」（草柳 2004）のなかに特徴的に見ることができる。

「夫婦別姓は夫婦間の連帯意識、相互信頼の意識を稀薄にすると考える」（石原 1989: 134）

「夫婦別姓は現行家族制度を崩壊させる要素を持つ以上、別姓夫婦は日本を滅ぼすといえないこともない。」（八木 1996: 134）

「家族名という共通のシンボルを持ちたくないというのは、一体感を否定することになる」（太田 1996: 182）

「これは伝統的な価値観の問題であり、日本人が大切にしてきた心の問題であると思います。親と子の絆にしても子どもとお母さんの姓が違うというのは、私は絶対にいいとは思わない。（…）（姓が同じことには）不思議な力が絶対にありますね。」（高市 1996: 188）

「夫婦別姓法制化を強行して日本の家族を死に至らしめようとしている」（千葉 1996: 15）

「夫婦別姓」であることや「夫婦同姓」であること、それ自体はどちらも本質的に「家族解体の原因」にはなりえない。「夫婦別姓＝家族解体」をあたかも本質的な結合であるかのように捉えるのではなく、社会的条件との関連より考察する必要があるだろう。

この「本質化」の問題は、しばしば重要な争点となる「子ども」に関する言説にも散見される。反対派は「親子別姓では子どもがかawaiiそう」というように、「親子別姓」が本質的に子どもの「不幸」ないし「不利益」を帰結するという論理を展開する。しかし、「夫婦別姓＝子どもの不幸」というのは、現実には「別姓」を原則としている国が存在する以上、成立不可能である。「同姓だから幸福／別姓だから不幸」が成立するとすれば、

あくまで日本という歴史的・文化的コンテクストの構造的要因から語るべき問題である。子どもが「かわいそう」になるとすれば、「別姓」に対して偏見・差別を持っている社会の側に原因があることに他ならず、「別姓」自体が「原因」なのではない。こうした本質化を脱却しない限り「姓の選択」を語る言葉はいずれも空虚なものとなるだろう⁷。「姓を選択する自由」を語るために「姓の本質主義」は回避しなければならない。

2-3. 「夫婦別姓」は男女平等の要求か？

次に検討したいのは「夫婦別姓の法制化」の要求は「男女平等思想」であるかという問題である。反対派がたびたび論敵として措定しているのがフェミニズムであるが、現実にはフェミニズムが夫婦別姓を声高に主張しているわけではないことはすでに確認した。短い論稿であるとはいえ、「夫婦別姓の制度化」を支持する山田昌弘の次のような発言も「誤解」を助長しかねない。

「現在のところフェミニズム視点から夫婦別姓をという声はそれほど高まっていない。『通称使用』が普及し、戸籍以外は職場でも家庭でも旧姓を使用しているケースが多いからである。」(山田 2010: 127)

すでに確認したように、フェミニズムが夫婦別姓を要求しないとすれば、それは「通称使用」で十分だと考えているからではない。最も影響力を持つフェミニストといえる上野千鶴子と小倉千加子の二人の対談では、

⁷ もちろん、実際の「法制化」に際して、子どもの姓に関しては多くの議論が存在する。「子の氏は、その出生と同時に当然に定まることが望ましい」「別氏夫婦に複数の子がある場合、それぞれの氏は同一にすることが望ましい。その氏の統一のためには便宜的な方法」など、子の姓の決定の時期や変更する権利を与えるか否かなど、論点は多岐にわたる。

「世の中の枠組みを壊さない（…）世の中の枠組みそのものは問わない」
 ような夫婦別姓論者（「リベラル・フェミニスト」とカテゴライズされて
 いる）は批判的になっている（上野・小倉[2000] 2005: 249-250）。夫
 婦別姓とは異なる理由に基づき多様なパートナーシップを実践する人
 にとっては、夫婦別姓の法制化は「脅威」にさえなりうる。ここでは、少
 なくとも「夫婦別姓」に対する「フェミニズム」の主張が「一様ではない」
 ことだけは確認しておこう。

しかしながら、ほとんどの反対派は「夫婦別姓＝男女平等思想」という
 「誤った前提」を自明としたまま議論を展開する。

「日本の女権運動には左翼イデオロギーが流れ込んでいる。（…）男女
 の区別をすみずみから抹殺することによって家族制度と社会制度の解
 体を図る、これが女権団体の本質にほかならない。彼らの活動の現下
 の最大目標が夫婦別姓法制化である。」（千葉 1996: 27）

「男女平等に不都合であると言う前提のもとに彼らは夫婦別姓を唱え
 ているのだ。（…）夫婦別姓論を唱える人は例えその論が選択制で
 あったとしても夫婦別姓を選択した場合に男女平等にプラスに作用す
 るということを説明する責任がある。」（鎌田 2007: 29）

反対派は自らの論理の一貫性を主張し、「夫婦別姓論者」の矛盾をつい
 ていると自負するが、これは「夫婦別姓」と「男女平等の要求」を同一視
 したうえでしか成立しないのである（例えば、加地 1998; 八木 1996; 高
 市 1996; 鎌田 2007 など）。

とはいえ、ここでより大きな問題だと思われるのは、「男女平等論とし
 ての別姓論」（百々1989）といったように、この「夫婦別姓＝男女平等の
 思想」という「誤った前提」が「反対派」のみならず「賛成派」の多くに
 も共有されていることである。

そこで反対派は、「日本では法律的に男女平等が既に実現している。それを、どうしていまさら変える必要があるのでしょうか？」(千葉 1996: 28)、「民法はすでに平等であるのに、なぜ夫婦別姓が男女平等の問題につながるのだろうか」(木村 1996: 205)と戦後民法は「男女平等」を実現しているため「改正の必要はない」と主張する。「法律的に男女平等である」という反対派の主張は確かに正当である。しかしだからといって「変える必要がない」ことの論拠にはならない。この複雑な問題を考察していこう。

反対派の述べる通り「姓の男女不平等」は「法の問題」としては戦後民法で解消されている。事実、法律的には「男女に等しく権利が与えられている」のであり、「女性が男性の姓へと変わる」慣習が根強く存在しているとすれば、社会規範や社会意識の問題だからである。

つまり、「別姓を選択する自由」を希求することは、「法」に「個人の自由」を求めるものであって、決して「男女平等」を求めるものではない。それゆえ、「夫婦同氏は、夫が対外的な所得活動をし妻が専業主婦であるという、近代家族の形態においては適合的な制度であった」が「女性も当然に職業活動に従事する社会においては、夫婦同氏は不適切な制度である」(富田 2003: 54)ことがたとえ事実だとしても、「男女平等」を正当性の論拠にすることはできない。法的には平等にもかかわらず、結婚後に改姓するのは現在も9割以上が女性であるという「実態」を考慮して、「法における平等」を歪めている「文化的コンテキスト」を問題化するという視点は間違いなく重要であるが、「現行法」の正当性を否定するために「男女平等」を持ち出すことはできないのである。賛成派が自覚すべきことは、「法の男女不平等」と「社会規範・社会意識の男女不平等」を明確に区別することである。もちろん、「法」と「意識」が密接に関係していることは言うまでもない。しかし、それならば「法」と「意識」の関連を問題化すべきであって、「法改正」の論拠を「男女平等」には求めては

ならないのである⁸。

しかし、このことをもって「反対派」の見解が正当だということにはならない。彼らの論理の正当性は「夫婦別姓＝男女平等の要求」という「誤った前提」に乗ったうえで、「別姓を男女平等の観点から実現すべき」とする賛成派を否定することにおいてのみ有効なのであって、「夫婦別姓の法制化」(→【B】)そのものを批判する論拠にはならないからである。

以上、ここでは、反対派が「夫婦別姓＝男女平等」であるという誤った前提から議論を繰り出すことの問題と、賛成派が「男女平等の実現」を「法改正」の論拠にすることの誤謬を指摘した。これまで「夫婦別姓は男女平等の思想ではない」と述べる賛成派がいなかったとすれば、この主張があたかも「男女平等の否定」と同義であるかのように誤認されていたからではないだろうか。だが、この「誤った前提」こそが別姓論争が「堂々巡り」に陥る主たる要因だとも思われる。ここから得られる知見とは、「夫婦別姓の法制化」は、原理的には「男女の平等化」を志向するものではなく、「個人の自由」の承認をめぐる闘争だということである。この議論は第3節へと接続されることになる。

2-4. 「個人主義」言説の誤謬

次に問題化したいのは、夫婦別姓を批判する論者に共有されている、

⁸ もちろん、現行の「夫婦同姓原則」と密接に結びついた「ジェンダー規範」を問題化することが必要なのは言うまでもない。姓(surname)に関する欧米の研究では、法的に「姓の男女平等」が承認されてもなお多くの女性が結婚後、夫の姓に改姓することについて、「姓」と「家父長制」の連関や構造再生産の観点から問題視するものが多い(Stodder 1998; Hoffnung 2006; Nugent 2010)。たとえば、アメリカの制度では、同姓、別姓、複合姓のいずれかを選択することができる。しかしながら、慣習的に夫婦同姓規範が根強く、この問題にジェンダーの視点から批判的研究が蓄積されている。これらの研究によれば、法的には選択肢が与えられているにもかかわらず、「多くの個人が家父長制的な姓の選択をすることにより、意図せざる結果として、子どもには父親の姓を与えるべきであることが唯一正しい選択であるかのような文化的な思い込みは維持され補強されていく」のである(Nugent 2010: 519)。

「夫婦別姓の法制化」を望む人々は「個人主義者」であるという前提である。「夫婦別姓論者＝個人主義者」という図式は、加地 (1996; 1998)、宮崎 (1996)、八木 (1996)、長谷川 (1996) などの論稿に見られる。これらの議論の特徴は、まず批判対象を「夫婦別姓＝個人主義」と限定化したうえで、その批判を展開することにある。

「(別姓派に) 一貫しているものは、いわゆる家制度への憎悪であり、個人主義への賛美である。」(加地 1998: 132)

「別姓推進派の目的は家族破壊にある。(…) 彼らが目指すのは、家族というものがバラバラに解体された社会にほかならない。」(千葉 1996: 23-26)

「…縦横に連なっていた人的紐帯を散り散りに切断し、個々人を寄り添ない砂粒のような存在に変えてしまう危険性について、彼らはあまり顧慮しない。かつて行き過ぎた個人主義のあとにやってきたものが、野蛮なファシズムであったという記憶も忘却してしまっているようだ」(宮崎 1996: 48)

「ただひたすら個人主義のひとこと」(木村 1996: 200)

以上の個人主義批判の言説の特徴は、その主張の論理矛盾や妥当性をひとまず措くとしても、あくまで【C】または【D】への批判でしかないということである。反対派の議論のいくつかは、確かに【D】に位置づけられる人が不可避免的に抱える矛盾を突いてはいる。しかし、ここで改めて確認すべきは、「夫婦別姓の法制化」の妥当性(→【B】)は、「個人主義」とは対極にあるとさえいえることである。【B】が志向するのは「法律婚」であり、結婚という二者関係は法律婚として認められるべきと考えている点で反対派の言う「個人主義」ではない。

しかしながら、先の「男女平等」をめぐる争点と同様、ここでも問題な

のは、夫婦別姓賛成派の多くもまた「夫婦別姓＝個人主義」という「前提」から自らの正当性を主張してしまうという点である。

例えば、柏谷佐和子は、「夫婦別姓をすすめる会」では「家名存続のための別姓はとらないことが了解されている」と述べ、その理由を「家名の存続」が「姓とは個人の名、私とともにある名」という原則に反しているからだと説明する（柏谷 1992: 111-112）。彼女は「姓が個人のものとして確立されていないこと」を問題とみなし、「姓とは個人の名、私とともにある私の名である。だから、姓を考えることは誰からも自立した私の生き方を考えること、妻のにせよ夫のにせよ、家の名は否定したい」と主張する。

しかし、このような論理は、反対派に「正当な反論」の余地を提供してしまうだろう。柏谷においては「夫婦別姓」は「家名としての姓」を否定する実践なのであり、「同姓＝家族主義／別姓＝個人主義」という図式が前提とされている。しかし、こうした論法では、それならば「親子同姓であることはなぜ問題ではないのか」、さらに言えば「それなら姓を廃止せよと主張すべき」という「論理」としては「正しい批判」に耐えることはできない。このように「姓の本質」を「個人名」として論じることには限界がある。

宮崎哲弥は「もし憲法の 13 条から導かれる個人の自己決定や自己実現という人格の権利を徹底するなら、姓氏全廃に行き着くのが理路当然」であり、「配偶者の姓を改めることが氏名権の侵害を侵すというのであれば、どうして親の姓の使用強制は氏名権の侵害に当たらないのかだろうか」と問う（宮崎 1996: 46）。「個人の自己決定権をあくまで重視するなら、人は須く姓氏を捨て、自らが決した一つの名前のみで生きるべきということになる」という宮崎の見解は、一見論理的に整合している。柏谷（1992）あるいは福島（1992）のような「夫婦別姓の法制化」を「人格権の侵害」から正当化しようとする論理は確かにここで矛盾をきたす。

「姓を家族名称とするなら、夫婦同姓で且つ親子同姓となる。個人名称とするなら夫婦別姓で且つ親子別姓となる。」(鎌田 2007: 117)

戦後民法制定後すぐに、法学者の外岡茂十郎(1953: 103)が述べたように、「氏が個人の単なる呼称に過ぎないという理論を貫く限り、氏は婚姻から解放されなくてはならない」という見解がもつとも「論理的」となるからである。

しかしながら、こうした宮崎や鎌田の批判もまた「夫婦別姓」が「個人主義」と同義であることが前提とされなければ成り立たない。こうした反対派の主張は、「夫婦別姓の本質」という問題と「夫婦別姓の法制化」の妥当性という問題の二つを混同することによって「論理」を得ているのであって、【B】の主張を否定するための正当性は何ひとつ持ちえていない。こうした不毛な議論を避けるために、賛成派は「個人主義」を自らの主張の論拠として展開することを避けなければならない。しかしながら、「個人主義」の如何を議論する際に、賛成派も「戸籍の問題(→【C】)」と「夫婦別姓の法制化(→【B】)」の両者を混同しているように思われる。

「個人主義を貫くというのは個人個人を大切にしようということであって、家族をなくそうとかばらばらにしようとかいうことではない。互いの存在を尊重し肯定した上で、子育ても家事も親の扶養も、夫の役割、妻の役割、嫁の役割といった性別役割分業観に基づく義務やおしつけによってではなく自発的な協力によって仲よくやっというだけのことだ。」(榊原 1992b: 238)

榊原富士子は「個人別登録制の導入の検討には時間を要するというのであれば、せめて中途半端でも夫婦の間に主従関係を作らない夫婦別戸籍案による別姓の実現を望みたい」(榊原 1992: 238)と述べていることから

も【D】に位置づけられるが、「個人主義」を「別姓の法制化」の論拠にしまっている一例だといえる。

また、二宮周平は「家族の個人主義化」を肯定し、これは「利己主義」を意味するものでなく、「家族を団体としてではなく、家族を構成するメンバー個人相互の関係として規律する考え方であり、主体としての個人が基礎にあるから、それぞれの考えや意見の相違を、夫や親の権威としてではなく、話し合い、民主的な対話を通じて解決していくことを意味する」（二宮 2010: 68-69）と定義する。確かに、このような「個人主義」の定義の仕方は可能である。しかしながら、こうした「個人主義」を「夫婦別姓の法制化」の論拠として持ち出せば、必然的に反対派の批判を喚起することになる。

以上、述べてきたように、「別姓の法制化」が「法律婚」を志向する以上、賛成派は「個人主義」という曖昧な言葉を用いるべきではないと思われる。賛成派が「姓は個人の名」と定義することは、その定義の妥当性は措くとしても、そもそも一つの「イデオロギー」である。こうした「家族の個人主義」の論理によっては、例えば「家名の継承を自らのアイデンティティとする人たち」（金沢 2010）の求める「自由」は制約されるべきものとなるのである⁹。「姓は個人の名」と断定し、夫婦別姓と夫婦同姓の「どちらが質的に正しいのか」と問うことは、再び「姓の本質主義」に戻ってしまうことを意味する。

「姓を選択する自由」を擁護するためには、「個人主義」ではなく「個人の自由」へとその「視座」を移行しなければならない。この問題を次節に

⁹ 家名継承を望む人々の聞き取り調査に基づき金沢 (2010: 71) は、「家名」に自己を位置づけられ、アイデンティティを感じている人にとって、「家名」は「集合体成員の表象」であり「自己認知」であるがゆえに、「家名」が失われることは「依拠するカテゴリー」が失われることを意味すると述べている。ちなみに金沢は、「姓と家名の違い」に関して、「継承概念に『超越的連続』への志向が感じられ、『祭祀』や『墳墓・祭具』の継承も含意している場合」を「家名」と捉えている（金沢 2010: 63）。

て検討する。

2-5. 小括

朝日新聞社(2005)や光文社(2009)の「特集」で取り上げられている複数の夫婦別姓実践者の「語り」からは、別姓を求める人がいかに多様であるかを知ることができる。にもかかわらず、現実の論争において、反対派の多くはこうした「多様性」を捨象し、あらかじめ賛成派を「同一なもの」と限定化し批判を展開している。本節では、夫婦別姓をめぐる主な争点について検討してきたが、「議論が噛み合わない」ことの原因は、「争点がない」(苦米地 1996) ことにあるというよりも、その「対立軸の曖昧さ」にあるといえるだろう¹⁰。

では、「歴史」や「文化」が「別姓の法制化」の正当性の論拠にならない、そして「男女平等」も正当性の論拠にはなり得ない、さらには「個人主義」の主張も論拠になり得ないとすれば、われわれは何を論拠とすべきなのか。

3. 「姓を選択する自由」の正当性の所在

3-1. 「夫婦別姓」の事例―聞き取り調査より―

本節では前節で整理した【図1】の【B】に位置づけられる人々の「声」を見ていくことにしたい。というのも、これまでの議論で明らかのように、「別姓の法制化」の妥当性を検討するためには【B】の人々の「実態」と「要望」を的確に把握することが不可欠だからである。

¹⁰ 「争点がない」とすれば姓の本質論をめぐる議論がなされるからである。「姓の本質論」を脱却し、「姓の選択」を法的に承認することの妥当性へと「争点」を移し変えることが重要なのだと主張したい。

【事例①：加藤さん（女性・39 歳・フリーライター）】

フリーライターの加藤さんは、鈴木さんと 2000 年 7 月に法律婚をした。婚姻届を出す際、夫の鈴木さんは「姓はどうする？」と聞いてくれたというが結局夫の鈴木姓を選んだ。「通称使用でなんとかなるだろうと高をくくっていた」という彼女だが、現実には仕事をするなかで通称使用の限界を感じるようになる。海外取材が多かった時期には、パスポートの名前やカードの名前が違うことで混乱が生じたり、ホテルに仕事関係の電話が入った際、ホテル従業員が「そんな人はいない」と言ってしまったなどの苦い経験があった。もちろん、不満は単に便宜性の問題だけではなかった。

旧姓で仕事の原稿を書いても原稿料の振込口座は鈴木姓で、依頼先に私的な情報を示す必要が出てくる。仕事のために資格をとっても証明書は鈴木姓である。「公文書に記載される名前はない」のだ。「鈴木でしか資格がとれない、仕事は認められないというのはやっぱり…」と抵抗感を強めていったという。フリーランスは名前が看板で使い分けは信用にも関わる。「夫の名前になることは別に良いけれども仕事の名前を否定されてしまうのは困る」と考え、法律婚の利点がないのなら「元に戻ろう」と思い 2004 年、ペーパー離婚に踏み切った。その後は「周囲の混乱がなくなった」という。加藤さんは、今の社会では「姓」をめぐって様々な「交換」が求められると語る。

「それぞれの姓にするには『続柄』を捨てなければならないし、『続柄』をとるには同じ姓にしなくてはならないという交換条件になっている。」

加藤さん自身はあくまで「結婚は法律婚であるべき」と考えている。「本人たちは結婚だと思っているのに名前が違うというだけで『それは結

婚として認めません』というのはどう考えても合理的とは思えない」と語る彼女は、「もちろん法的に認められたら法律婚をします」と語る。加藤さんの結婚に対するこだわりは次のような言葉にもあらわれている。

「私は結婚というのは恋愛だけでくっついている関係ではなく、社会が関与する特別な配偶関係だと思っているんですね。（…）まず書類・手続きがあって、公的に『この人たちは夫婦である』として登録がされるということであり、さらに披露宴をして一般の人たちに周知する。手続きと周知があって結婚である、と思っています。（…）そういう意味では、単なる恋愛関係だけで付き合っている関係ではない。私は結婚にはこだわりがある。私はもちろん『結婚している』と思っています。生活上困るからただ事実婚をしているけど、できる限り夫婦としての手続きはしたいと考えているんです。（…）私はどうしても婚姻届は出したい。逆に責任を全うしたいと考えているんですよ。」

「事実婚」にほとんど不利益を感じないという加藤さんだが、次のような偏見の例を語る。

「時々意地悪なメディアもあって、事実婚は法律婚以外すべてみたいな言い方をするんですよね。つまり『法律婚』の配偶者以外にパートナーがいる人のことも『事実婚』だと言うわけですけど、わたしは『それは事実婚とは言わないよ！』って思うんです。『婚』というからには、『重婚』は許されないわけですから、他に結婚していたら、それは『事実婚』とは言いませんよね。あれはさすがに悪意を持ってやっているのかなとさえ思います。無知なのか、悪意なのか分からないですけど。」

加藤さんは事実婚で特に直接的に嫌な経験をしたことはないというが、やはり事実婚であることに不安はあるという。

「権利とか法律とかいつまでも保護が必要ない関係でいられるかどうか不安ですし、(…)例えばフランスだと『法的な同居人』という言い方をしている。法律婚とその周辺という具合にちゃんと制度化された事実婚の枠組みがあるけれど、日本には法律婚しか制度がない。だから『事実婚』って言っている人はあくまで『自称・事実婚』でしかなく、せいぜい住民票で『夫・妻(未届)』って出せるくらい、『言い張るしかない』んですね。」

【事例②：平野さん（女性・32歳・会社員）／小嶋さん（男性・34歳・会社員）夫婦】

平野さんと小嶋さん夫婦は2002年に結婚（事実婚）した。二人は大学の部活動で知り合い5年の交際期間を経たのち結婚することになった。そのとき、平野さんは小嶋さんに「姓を変えたくない」と伝えた。小嶋さんは、「妻が姓を変えるのが嫌だと言ったので、それなら自分が変えようかなと思ったんですけど、私の実家に話したら『そんなのはありえない』と言われたので、それなら籍を入れるのはやめようか」となり事実婚にすることに決めた。小嶋さんの両親は事実婚に対して当初は否定的であったが、今では日々の関係を通じて両親は平野さんのことを気に入っており、事実婚に対する否定的な感情は一切なくなったと語る。

平野さん自身は「姓を変えたくない理由」をそれほど論理的に説明することはできないと言う。「なんとなく昔から思っていた。(…)どうしてなのか、自分の名前が好きだったし、愛着があった」と語る。最初に夫婦別姓に興味を持ったのは中学生のときだ。社会科の授業で、「夫婦別姓」が取り上げられた。平野さんが中学生だった1990年代前半、「世間では夫

「姓の選択」を語る視座

婦別姓の法案が通るか通らないかというのが大きな話題になっている時期だった」。そのとき平野さんは「へえ、そういうものがあるんだ」と思ったという。「自由研究で夫婦別姓を調べている子がいたりして…。その当時、漠然と私は変えたくないなあと思った」。そして成人し、いざ結婚する段になり、「やっぱり自分の姓を変えるのは嫌だな」と思った。結局、婚姻届を諦め別姓を選択した彼女は次のように語っている。

「日常生活で自分の名前を証明しなくてはならないシーンってすごく多いと思うんですけど、結婚している証明を見せろってシーンはあまりないんじゃないかなってなんとなく思ったんですよ。（…）もちろん通称使用のために一時的に結婚するというようなテクニックは知っていたんですけど、私は結婚自体にはすごく強い思い入れがあったんですよ。だから、ペーパー離婚だとはいえ、『離婚』という記録が残るのは絶対嫌だったんです。それじゃあ事実婚のほうが実態に合うかなと思ったんです。」

夫の小嶋さんも結婚はできることなら「法律婚」であるべきだという考えから、「自ら好んで事実婚という言葉を使いたいわけではない」と語る。平野さんは結婚についての思い入れをこう語る。

「私は結婚にはこだわりがあったので、ちゃんとしたところで結婚式を挙げたいとか、そういうところは結構こだわっていたんですね。（…）自分の考えは保守的で、子どもを持つんだったら、結婚してお互いの生活を安定させてからと思うので、自分としては『できちゃった婚』はどうかあって思うところもあるんですよ。」

また、「結婚前の同居はありえなかったですね。そういうところはすご

く保守傾向なんですよ」とも述べており、自らが恋愛や結婚に対して「保守的」な考えの持ち主であることを認める。小嶋さんの言葉を借りれば、別姓を選択する理由は、「いろんな事情があって、家族によって、個人によって本当に違う」。

【事例③：瀬川さん（女性・46歳・法律関係）】

瀬川さんは、1993年に浦田さんと結婚式を挙げ法律婚をし、一度は浦田姓となった。法律婚をする前から、彼女は職場や日常生活での「アイデンティティ」が失われることに抵抗を感じ、結婚しても改姓しないことを希望していた。とはいえ、夫も「姓を変えるわけにはいかない」ということであった。強い抵抗感があったが、夫の社宅に入る上で「法的な配偶者」が必要であったため「泣く泣く法律婚を選択した」。「でも夫にはちゃんと『妻の瀬川です』と紹介するようしつけました」と述べるように、職場ではもちろんのこと、日常でも「別姓」として生活してきた。その後1997年にパスポートの更新を機に夫に「離婚してくれ」と頼み、念願の別姓を実現した。それ以来14年間事実婚である。

瀬川さんはこれまでの事実婚生活を振り返り「法律婚でも事実婚でも全然変わらない」と述べているが、「強いて言えば夫には負担でしょうね」と語る。

「事実婚で一番損しているのは夫かな。私、2001年に法科大学院に入ったんですよ。それで私は無職になるじゃないですか。妻が無職にもかかわらず夫は扶養できないんです。夫は高額納税を強いられましたね（笑）」

瀬川さんは「法制化されたら、もちろん法律婚にするつもり」と語る。彼女は、「結婚制度に対する大いなる疑問とかそういうのではないです。

やむなく“裏技”でやっている」と述べるように、そもそも事実婚を選択したのは「法律婚」に対する否定的な考え方からではない。結婚に対する彼女の考えは次の語りにあらわれている。

「事実婚という言葉に全然抵抗はないです。偏見を持っている人が同棲と事実婚をごっちゃにしている、それが嫌だ。(…)私の印象では、内縁や同棲と、『事実婚』を分けるのは『堂々としてるかどうか』ですかね¹¹。事実婚というのは、結婚式をしたり、親戚や友人に葉書を出したりしながら、ちゃんと手続きを経ていったうえで、単に『紙だけが落ちてる人』のことだと思う。ちゃんと区別しないといけないと思う。(…)『非婚』は絶対違います。私たちは夫婦ですから、『書類だけが欠けている結婚』ですから。」

瀬川さんは戸籍制度それ自体に反対というよりは、「別姓が認められない戸籍」に疑問を感じている。彼女は、法律の勉強を進めれば進めるほど、ますます「戸籍なんておかしいものだ」という思いを強くしたという。彼女は戸籍の問題点として次のような例を挙げた。

「一度離婚したら、住んでもいない夫の戸籍に子どもが二人残ってたりするわけですよね。母が姓を戻してしまえば、子どもの姓をそのまま変えないためには、無条件で夫の戸籍になっちゃうわけでしょ。そういう風実際に住んでもいないし、家族でもない人が（戸籍では）ひとまとまりにならないといけないというおかしい状況もできちゃう。そこに、後から来た妻と子どもたちがゾロゾロ並んでいたりし

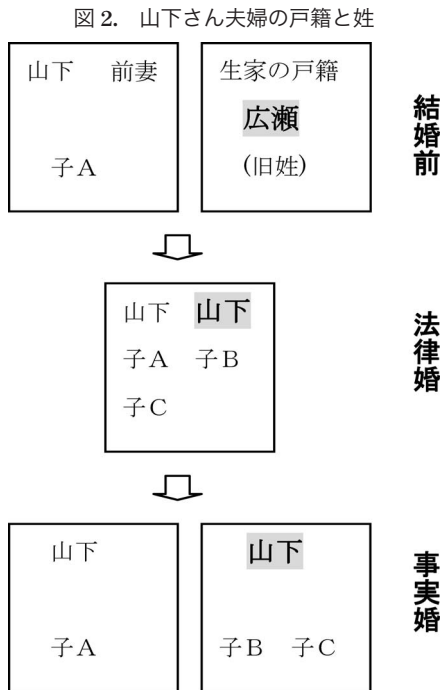
¹¹ 例えば加藤さんの次のような語りも示唆的である。「内縁っていうと法律上の言い方ですけど、男性に聞くと『愛人のこと?』って誤解する人がすごく多いんですよ。内縁という言葉は正しくても正しく理解されないんですよ。」

て、どうも反対派はこういうところに思いが行かないみたいなんですよ。ね。戸籍こそが家族のルーツを証明する大事な書類であると思っていて。」

ここで瀬川さんが「一例」として挙げた戸籍の問題とまさに似た状況が、次の山下さんの事例だといえる。

【事例④：山下さん（女性・27 歳・自由業）】

最後の事例は上記の三つとは大きく性質が異なる。事実婚ではあるが、別姓を選択したくてもできないケースである。山下さんは 2006 年に法律



※インタビュー対象者の山下さん（旧姓広瀬）を網掛けにしてある。

「姓の選択」を語る視座

婚をした。山下さんの夫は再婚であり、前妻との間に子どもが一人いる。とはいえ、離婚後子どもは前妻が引き取っており山下さん夫婦が会うことはないという。しかし、現在もお山下さんの夫の戸籍にその子どもは所属するかたちである（→【図 2】を参照）。

山下さんが法律婚から事実婚に切り替えた理由は「夫婦別姓のため」ではなかった。実際、夫と異なる戸籍に属している現在も、法律婚のときの姓をそのまま名乗っている。彼女が事実婚にした経緯には複雑な事情があった。前妻の存在も理由の一つだが、「家制度的な規範」への抵抗感もあったという。夫の実家が地元では有名な一家であり、「嫁」であることで「特定の役割」を強制される「きわめて特異な環境」にある。彼女は「嫁だからその役割を果たすべき」という「圧力」に精神的労苦が絶えなかったという。

彼女自身そもそも「家」的なものに懐疑心を持っていた。その最も大きな理由は、自分が学生るとき、両親が親族の金銭をめぐるトラブルに巻き込まれたことだったという。

「当事者どうしでなら分かりますけど、当事者と関係ない人のせいで家族関係がぐちゃぐちゃになっていくのを見て、家とか結婚制度って一体なんなんだろうって強く疑問を持ったんです。」

山下さん自身も実際に結婚生活を送る中で、親族の圧力など精神的負担は大きかった。結局 2010 年、彼女はペーペー離婚をすることに決めた。「本当は旧姓の広瀬に戻したかった」が、「子どもの姓を考えると、いまさら変えるのはややこしい」と考え、現在は「夫婦同姓の事実婚」という状態にある。

【考 察】

上記の事例は、主に第2節で示した【図1】の【B】に位置づけられる人たちの語りといってよい。すなわち、特定の主義や思想を根拠にするのではなく、生活上のさまざまな状況に照らして「別姓の法制化」（届への自由）を求める人々である。

まず、確認したいのは、【事例①～③】の対象者が、できれば「法律婚」でありたいし、「結婚制度」そのものに対して一定の信頼やこだわりを持っているという事実である。反対派は結婚制度自体の「解体」を警告するのだが、それは明らかに法律婚を志向する【B】を否定するための正当性を担保できていないといえよう。

次に、姓をめぐる諸々の「トレードオフ」の問題にも言及しておきたい。「語り」に見られた「それぞれの姓にするには『続柄』を捨てなければならないし、『続柄』をとるには同じ姓にしなければならぬ」という交換条件」（加藤さん）や「旧姓に戻したかったけど（…）子どもの姓を考えると、いまさら変えるのはややこしい」（山下さん）のように、「同一戸籍＝同一姓」の原則を強制する「姓を選択する自由」の抑制は、様々な「自由」の制約を同時に科すものである。ここで重要だと思われるのは、「結婚したい」という要求と、「別姓でいたい」という要求の二つを別個に捉えることが必要だということである。これら二つをなぜ「交換条件」としなければならないのか。夫婦同姓原則を主張する人々は、「結婚すること」と「一方に改姓を求めること」という異なる事象を「結合しておかねばならない」ことの正当性を示さねばならないのである。「姓を選択する自由」を語る上では、「姓」以外の部分で「制約される自由」や「交換条件」についても目を向けることが求められるといえるだろう。

3-2. 「個人主義」から「個人の自由」へ—視座の再定位—

聞き取り調査で得られたこうした「語り」から、われわれはこれまでの

「賛成派」の「姓を選択する自由」を語る「視座」にも反省を求めなくてはならないであろう。賛成派の論稿の多くは、本稿の事例として取り上げたような「別姓の要求」と「保守的な結婚観」を併せ持つ人の存在をほとんど取り上げてこなかったといえる。むしろ、「保守性」を併せ持った「別姓派」に対しては「個人主義」の観点から批判的に語る傾向が強かった。

先にも述べたとおり、改めて明確にしておきたいのは、「夫婦別姓の法制化」の是非を問うためには、「個人主義か家族主義（家制度）か」といった二者択一的思考は避けなければならないということである。こうした二律背反図式が賛成派と反対派の双方に自明の前提として想定されている限り議論は「水掛け論」に終始せざるをえないのである。

ではどうするべきか。結論を述べれば、「姓を選択する自由」の擁護は、「個人主義」ではなく「個人の自由」から語られなければならないということに尽きる。問われるべきは、「姓の選択」が法的に承認するに値する「自由」なのか否かである。

しばしば「個人主義」が批判に晒されるのは「主義」と銘打つ点に原因があると思われる。いくら各々の論者が各々の「個人主義」を定義したとしてもそれは「個人主義」の限定的な定義にしかならず、反対派に「矛盾を突く余地」を与えてしまうのである。少なくとも主張の混乱を回避するために、「個人主義」という言葉は図1の【C】の主張に限定的に用いるべきであり、【B】の正当化の論拠には持ちだすべきではないと思われる¹²。

また、「個人主義」から「個人の自由」へ「視座」を再定位するということが、「家族主義を選択する自由」をも包摂するという点がここでは重

¹² もちろん、こう述べることは「個人主義」の理念そのものを否定することを意味しない。周知の通り、「個人主義」の定義をめぐる論争には長い歴史が存在している。しかし、「別姓の法制化」という問題に関しては理論的にも、戦略的にもこの用語の使用は回避すべきと考える。

要なポイントである。後期近代においては、「家族」までもが「個人の選択の対象になった」(Beck-Gernsheim 2002; Cherlin 2009) とすれば、それはどのようなことを含意するだろうか。ここで誤解してならないのは、「家族が個人の選択対象になる」ことは、「家族を否定する」ことと同義ではないことである。これはつまり、「一切を個人単位にせよ」という命題ではなく、「家族」という価値・資源を選択する人の権利を保障すること、さらに家族という価値・資源を得られない（選択しない）人々の権利を保障すること、双方へ目配りする必要を意味する。このことこそ「家族の個人化」を議論する際に、見誤ってはならない論点である。例えば Hoffnung (2006) の研究からは、個人が「アイデンティティ」のために姓を選ぶ際にも、「個人的アイデンティティ (personal identity)」と「家族アイデンティティ (family identity)」の二つがあることが分かる。すなわち、「個人主義」の視座とは異なり「個人の自由」という視座においては、家名を継承するという「家族主義」を選択する「自由」も「個人の自由」として承認しなければならないのである。

とはいえ、当然のことながら、「個人の自由な選択」はいかなる場合でも無前提に容認されるものではない。いくら「選択の自由」が重要だと主張しても、あらゆる選択肢が「等価なもの」として存在するわけではないからである。そこで、「姓を選択する自由」が果たしてどのような「自由」であるのか、そして、それが法的に承認に値するのか否か、という問題こそが「夫婦別姓の法制化」の真の争点になっていくべきなのである。

第 2 節での考察から明らかなように、「他者の自由」を制約しようとする反対派は、【B】を否定するための論拠を備えてはいない。反対派は「別姓の承認」が「秩序を解体する」と、ただ根拠のない主張を繰り返すだけである。だが、そもそも「自由の承認」と「秩序の解体」をゼロサムで捉えること自体、妥当だといえるだろうか。日本では実態として少子化や離婚の増加が進行しているが、むしろそれは「現行の制度」を堅守する

ことによって生じている可能性もある。実態や価値観の変容と現行制度の「乖離」こそが反対派の言う「秩序の解体」を引き起こしている可能性も十分にありうる¹³。

結局、反対派の主張を支えているのは、硬直した家族観に依拠した「法律婚」のイメージでしかない。彼らは、現実には人々の価値観や意識が変化し、家族や結婚のありかたが変化してもなお「ある制度が普遍的に同じ機能を果たす」かのように考える「制度の本質主義」と呼ぶべき思考に陥っている。「自由の形態」は不変なものではない。社会が変化し、新しいニーズや新しい問題が生じてくるにつれ、「自由の形態」それ自体が変わってくる。この基本的な事実を踏まえた議論が求められる。

4. おわりに

以上、本稿では「夫婦別姓の法制化」をめぐる論争の「錯綜」の要因を探り、「姓の選択」を語る視座の再定位を試みた。論争の対立軸の整理をおこなったうえで（→【2-1】）、まず「夫婦別姓の法制化」の正当性を主張するためには、「姓の本質主義」を回避すべきことを明らかにした（→【2-2】）。続いて、夫婦別姓の法制化は「男女平等」を根拠にはできないこと（→【2-3】）、「個人主義」を主張／批判する両者の言説が「別姓の法制化」の正否の根拠にはなりえないということ（→【2-4】）を示した。そして、「姓の選択」を語るためには、「個人主義」から「個人の自由」へと

¹³ このことは、北西欧において、従来の結婚制度を選択しない人が増加し、婚外子割合や非法律婚割合 (cohabitation) が上昇し、それに伴い出生率が上昇しているという事実にも示されているといえよう。一方、超少子化が進行しているのは、日本や韓国のような伝統的家族規範（あるいは「近代家族」規範）を強く残している国である。こうした議論については岩澤 (2000) や渡辺 (2008) が参考になる。本稿では詳述していないが、「少子化」を憂うのであれば、「別姓の法制化」や「婚外子に対する相続差別の解消」を主張するほうが妥当であろう。調査対象者の石川さんは次のように語る。「少子化を避けるのであれば、まず非嫡出子差別をやめないとダメですよ、相続差別をやめないとみんなの意識は変わらないです。」

議論の「地平」を移行することが重要だと指摘した。「子ども」をめぐる様々な議論や「国際結婚」の問題など、本稿で取り上げられなかった争点も多いが、本稿の知見は「夫婦別姓の法制化」の是非を考えるうえで多くの手がかりを与えうると考える¹⁴。

最後に、本稿の限界と今後の課題について述べておきたい。ここで検討したのは、いわば「多様性」を「結婚＝法」へと包摂することの正当性の所在である。しかし当然のことながら、この視角において法律婚の外側にある「多様性」は捨象されることになる。

見田宗介は、「差別の超え方」には二通りの方法があると述べている（見田[1986]1995: 168-173）。一つは、〈みんなが同じ〉という仕方で差別をこえる方向であり、もう一つは〈みんなが違う〉という仕方で差別をこえる方向である¹⁵。〈みんなが同じ〉として「同質性に還元してゆく仕方」には新たな差別をつくる契機が否応なく潜在している。「夫婦別姓の法制化」もまた、このような「同質性に還元する仕方」が孕む問題と無関係ではありえない。少なくとも、われわれは同質化が持つ「可能性」と「限界」の両義性を認識すべきであり、「多様性を認めること」が即「中立的」であるとか「自由」であるというような単純な思考に陥らず、「法による多様性の包摂」が孕んでいる政治性にも自覚的であるべきだろう¹⁶。

¹⁴ 「夫婦同姓の原則」は、日本人の結婚のすべてに適用されるわけではない。民法750条の適用対象は「日本人同士の間」に限定されている。日本人と外国人の間での結婚には、日本人間の結婚とは異なる扱いがなされており、外国人と結婚した日本人は男女にかかわらず、夫婦別姓、夫婦同姓のいずれかを自由に選択できる。「戸籍制度を理由とする夫婦同姓不可避説の根拠薄弱」を物語る事例だとされる（安江1989: 43）。

¹⁵ 具体例として次のように述べられる。「男女の差別をこえるという時、『女である前に人間です』という言い方で『同質性』に還元してゆく仕方がひとつである。もうひとつ『女といっても一人一人違う、男といっても一人一人違う』という言い方で、異質性をきわだたせてゆく仕方である。」（見田[1986]1995: 169-170）。

¹⁶ 家族社会学における「家族の多様化」論の整理と問題点については久保田（2009）が参考になる。

「事実婚の人たちの話を聞いていると、ほんとに人生でどんな経験を
したかで価値観が違うんだと強く思います。」(加藤さん)

個々人が自らの選択に基づき、さまざまな判断をする背後には、「どのような価値に沿って自らの生を生きようとしているかについてのより深い判断がある」(齊藤 2005: 33). そして、「夫婦別姓の法制化によって、非法律婚の生き方は抹殺されることがあってはならない」(善積 1997: 17)とすれば、結婚やパートナーシップをめぐるどのような「差異の超え方＝包摂の仕方」が妥当であるかについては、まだまだ多くの議論の余地がある。今後は法律婚の内部と外部をめぐる「境界」についても考察をすすめていかなければならない。

[謝辞] 調査に御協力頂いた皆様に心より御礼申し上げます。

参 考 文 献

- 赤枝香奈子, 2010, 「同性婚・パートナーシップ制度」井上眞理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社.
- 朝日新聞社, 2005, 「進化・多様化する結婚: 事実婚を選んだ私たちの満足」『AERA』2005年2月14日号: 16-19.
- Beck-Gernsheim, Elisabeth., 2002, *Reinventing the Family*, London, Polity Press.
- Cherlin, Andrew., 2009, *The Marriage-Go-Round: The State of Marriage and the Family in America Today*, New York, Vintage Books.
- 千葉展正, 1996, 「夫婦別姓推進論七つのウソ」八木秀次・宮崎哲弥編『夫婦別姓大論破!』洋泉社.
- 百々雅子, 1989, 「平等論としての別姓」『現代のエスプリ』261: 87-91.
- 遠藤誠・池内ひろ美, 1997, 『リストラ家族一民法改正と夫婦別姓』社会批評社.
- 福島瑞穂, 1992, 『結婚と家族』岩波書店.
- 福沢諭吉, [1884] 2003, 「日本婦人論」『福沢諭吉著作集第10巻』慶應義塾大学出版会.

- Goldin, C. and Shim M., 2004, “Making a Name: Woman’s Surnames at Marriage and Beyond”, *Journal of Economic Perspective*, 18(2): 143-160.
- 長谷川三千代, 1996, 「個人主義者, 世にはびこる: 『選択的夫婦別姓』の文化破壊度」八木・宮崎編前掲書.
- 久武綾子, 1988, 『氏と戸籍の女性史—わが国における変遷と諸外国との比較』世界思想社.
- , 2004, 『夫婦別姓—その歴史と背景』世界思想社.
- Hoffnung, M., 2006, “What’s in a Name? Marital Name Choice Revised”, *Sex Roles*, 55: 817-825.
- 星野澄子, 1989, 「親子別姓・『夫婦』別姓で自由に生きる」『現代のエスプリ』261: 121-129.
- 井戸田博史, 2004, 『夫婦の氏を考える』世界思想社.
- Intons-Peterson, M. J. and Crawford, J., 1985, “The Meanings of Marital Surnames”, *Sex Roles*, 12: 1163-1171.
- 諫山陽太郎, 1997, 『〈別姓〉から問う〈家族〉』勁草書房.
- 石原 輝, 1989, 「夫婦の絆は同姓から」『現代のエスプリ』261: 130-138.
- 岩澤美帆, 2000, 「結婚しない恋人たち」『中央公論』115(13): 86-95.
- 加地伸行, 1996, 「家族主義か個人主義か: 夫婦別姓問題に寄せて」八木・宮崎編前掲書.
- , 1998, 『家族の思想—儒教的死生観の果実』PHP 研究所.
- 鎌田明彦, 2007, 『改訂版 夫婦創姓論』マイブック社.
- 金沢佳子, 2010, 「現代の『家名』継承—『婿』を迎えた妻を中心に, 聞き取りとアンケートからの考察」『家族研究年報』35: 61-76.
- 粕谷佐和子, 1992, 「『夫婦別姓』のセカンドステージ」『現代思想』20(1): 110-115.
- 加藤美穂子, 2003, 「中国・韓国の夫妻・親子の姓」『歴史評論』636: 35-45.
- 光文社, 2009, 「シリーズ人間 (No. 1968): なぜ“別姓の幸せ”は認めてもらえないのですか?」『女性自身』平成 21 年 11 月 24 日号: 62-68.
- 久保田裕之, 2009, 「『家族の多様化』論再考: 家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』21(1): 78-90.
- 草柳千早, 1993, 「『問題』経験の政治学—夫婦の姓に関するクレーム申し立てをめぐって」山岸健編『日常的世界と人間—社会学の視点とアプローチ』小林出版.
- , 2004, 「『曖昧な生きづらさ』と社会—クレーム申し立ての社会学」世界思想社.

- Lieberson, S., 2000, *A Matter of Taste: How Names, Fashions, and Cultural Change*, New Haven, CT, Yale University Press.
- 見田宗介, [1986] 1995, 「差異の銀河へ—国境を越える二つの仕方」『現代日本の感覚と思想』講談社.
- 宮崎哲弥, 1996, 「夫婦別姓は人間を自由にしない」八木・宮崎編前掲書.
- 二宮周平, 1991, 『事実婚を考える—もう一つの選択』日本評論社.
- , 1996, 「近代戸籍制度の確立と家族の統制」利谷信義他編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部.
- , 2005, 『家族と法—個人化と多様化の中で』岩波書店.
- , 2010, 「新しい家族が求める『自由』—家族法の視点から」岡野八代編『自由への問い 7: 家族—新しい親密圏を求めて』岩波書店.
- Nugent, Colleen., 2010, “Children’s Surnames, Moral Dilemmas: Accounting for the Predominance of Father’s Surnames for Children”, *Gender and Society*, 24(4): 499–525.
- 太田誠一, 1996, 「家族の名前は一体感を象徴する」八木・宮崎編前掲書.
- オルソン, セオドア, 2010, 「保守本流たる私が同性婚の権利を守るために戦う理由」『ニューズウィーク〈日本版〉』2010年2月3日号: 46–48.
- 斎藤純一, 2005, 『自由』岩波書店.
- 坂井芳雄, 1992, 「新夫婦よ創始姓はいかが」『判例タイムズ』795: 110–115.
- 榊原富士子, 1992a, 「夫婦別姓と戸籍」『ジュリスト』1004: 66–70.
- , 1992b, 「女性と戸籍—夫婦別姓時代に向けて」明石書店.
- 佐藤文明, 1989, 「本名＝戸籍なんてとんでもない」『現代のエスプリ』261: 55–64.
- Stodder, J., 1998, “Double-surnames and Gender Equality: A proposition and the Spanish Case”, *Journal of Comparative Family Studies*, 29(3): 585–593.
- 高市早苗, 1996, 「女性だからこそ、女性の立場を弱める夫婦別姓には反対です」八木・宮崎編前掲書.
- 苔米地伸, 1996, 「『結婚』と『愛情』、どちらが先か?—『夫婦別姓』問題のレトリックから」『家族研究年報』21: 62–73.
- 富田 哲, 2003, 「ドイツにおける夫婦別姓の導入」『歴史評論』636: 46–56.
- 外岡茂十郎, 1953, 「氏とその法理」全国連合戸籍事務協議会『身分法と戸籍』帝国判例法規出版会.
- 利谷信義編, 1970, 『日本近代法史研究資料(一) 皇国民法仮規則』東京大学社会科学研究所.

- 上野千鶴子, 1989, 「夫婦別姓の人類学」『現代のエスプリ』261: 158-165.
- 上野千鶴子・小倉千加子, [2002] 2005, 『ザ・フェミニズム』筑摩書房.
- 渡辺秀樹, 2008, 「家族意識の多様性—国際比較調査に基づいて」『社会学年誌』49: 39-54.
- 八木秀次, 1996, 「自分で自分の姓を選ぶ権利はあるのか」八木・宮崎編前掲書.
- 山田昌弘, 2010, 「夫婦別姓制度の成立を願う」『週刊東洋経済』2010年2月20日号: 126-127.
- 柳淵 馨, 2009, 「大韓民国における新しい家族関係登録制度の概要」『戸籍時報』640: 1-105.
- 安江とも子, 1989, 「夫婦同姓は『非』常識」『現代のエスプリ』261: 42-54.
- 善積京子, 1997, 『〈近代家族〉を超える—非法律婚カップルの声』青木書店.